

下記の業務委託について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和7年5月9日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 担当部局

〒420-8610 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県警察本部総務部会計課調度第一係

電話番号 054-271-0110 内線 2244

2 競争入札に付する事項

- (1) 入 札 番 号 第10020号
- (2) 件 名 指定自動車教習所職員講習業務委託
- (3) 業 務 概 要 入札説明書及び仕様書による。
- (4) 履 行 期 間 令和7年7月1日から令和8年6月30日まで
- (5) 履 行 場 所 静岡県警察本部の指定する場所
- (6) 入 札 方 法 総価による。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

3 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県における競争入札参加資格の「総務事務」に係る資格を有する者であること。
- (3) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (4) 道路における交通の安全に寄与することを目的とする公益法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると静岡県公安委員会が認めるものであること。
- (5) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 入札関係書類の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から令和7年5月15日（木）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(2) 交付場所

静岡市葵区与一6丁目16-1（中部運転免許センター）

静岡県警察本部交通部運転免許課試験・教習所係

(3) 交付方法

無償交付で直接行うものとする。

5 入札参加申請書等の提出

入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す方法により入札参加申請書等を令和7年5月22日（木）午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に、上記4の交付場所に提出すること。

6 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和7年6月12日（木）午前9時30分

(2) 入札の場所

〒420-8610 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県警察本部（県庁別館内）10階 第一会議室

(3) 入札方法

入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要

7 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 本契約は、長期継続契約とする。
- (3) 詳細は、入札説明書による。
- (4) 落札者は、県と契約締結する際、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。

また、委託業務の一部を他の者に行わせる場合、全ての下請負者（再受託者）に労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、県にその写しを提出すること。